医療情報取得加算に関するご案内

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。

また、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得・活用して診療いたします。

　なお、令和６年６月１日より、医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | マイナ保険証利用 | 診療情報等提供同意 | 診療報酬点数 |
| 初診時(月に１回) | する | する | １点 |
| しない | ３点 |
| しない | しない | ３点 |
| 再診時(３月に１回) | する | する | １点 |
| しない | ３点 |
| しない | しない | ３点 |

〇上記に関わらず、他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が１点となります。

〇正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

鴨方第一内科クリニック